

## 静岡社会健康医学大学院大学修学資金 貸与者募集のしおり

県では、県内の医療・保健・福祉の現場において、疾病予防や健康増進の中核的な役割を果たす人材を確保することを目的として、静岡社会健康医学大学院大学の学生に対し、予算の範囲内で修学資金を貸与します。

また、大学院大学の課程を修了し、修士または博士の学位を取得すること、修了後、県内で医療・保健・福祉に関する業務に引き続き5年間従事すること、大学院大学で学んだ知見を地域において還元することを条件として、貸与した修学資金の返還を免除します。

静 岡 県

## 1 貸与対象者

### 静岡社会健康医学大学院大学の学生

- ・県内在住者だけでなく、県外在住者であっても対象となります。  
(大学院大学の課程修了後の県内勤務が前提です。)
- ・科目等履修生、研究生については対象外です。
- ・勤務先など他の機関から奨学金を受ける場合は対象外となります。
- ・学資として貸与するものであり、生活費を援助するものではありません。
- ・申請時点において、大学院大学修了後に、静岡県外で就職又は医療・保健・福祉以外の職種に就業することが明確な場合は、貸与の対象外です。

## 2 貸与額

年額 60 万円を 2 期に分けて（5 月中旬、10 月中旬予定）、口座振込により貸与します。

## 3 貸与期間

修士課程は 2 年、博士後期課程は 3 年を限度とします。

- ・長期履修の場合であっても、2 年または 3 年を超えて貸与は行いません。
- ・翌年度以降も継続貸与を受けるには年度ごとに貸与申請書等の提出が必要です。

## 4 連帯保証人

貸与を受けるに当たっては、連帯保証人 1 名（生計が別々の者）が必要です。

- ・貸与者の決定後、本人と連帯保証人の連名で誓約書を提出していただきますので、予め御承知おきください。
- ・本人から連帯保証人にあらかじめ貸与額（年額 60 万円、修士 2 年：博士 3 年）を示し了承を得た上で、誓約書を提出してください。

## 5 返還の免除

大学院大学の課程を修了（＝修士または博士の学位を取得）した後、県内において、引き続き 5 年間、医療・保健・福祉に関する業務に従事し、かつ、当該業務に従事している期間中、毎年度、地域還元活動実施報告書を提出した場合には、貸与した修学資金の返還が免除されます。

- ・5 年間、継続して業務に従事する必要があります。なお、業務従事期間は、月単位で算定するため、例えば、退職した月の翌月中に再就職した場合は、業務が継続しているものとみなします。
- ・大学や大学附属研究機関で学術的な研究を行うなど、地域において疾病予防や健康増進の中核的な役割を担う人材を確保するという本制度の目的に合致しない場合は、返還免除の対象外となります。
- ・修士課程、博士後期課程とも貸与を受ける場合、修士課程分の従事期間完了後、博士後期課程分を算入します。
- ・本県の医学修学研修資金、看護職員修学資金等の貸与を受けていた場合は、各修学資金の返還免除勤務完了後、大学院大学修学資金分を算入します。
- ・業務従事期間が 5 年に満たない場合であっても、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上従事した場合は、返還債務の一部免除の申請手続を行うことができます。

## **6　返還の規定**

### **(1)　返還事由**

大学院大学を退学するなど修学資金の貸与契約が解除された場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、貸与した修学資金を返還していただきます。

- ① 大学院大学の課程を修了後、別に定める期日までに県内において医療等の業務に従事しなかったとき。
- ② 地域還元活動実施報告書を提出しなかったとき。
- ③ 県内において医療等の業務に従事しなくなったとき。ただし、転勤等、本人の意思によらず県外において業務に従事している間は返還が猶予されます。

### **(2)　返還方法**

貸与を受けた期間と同じ期間内に、月賦または半年賦で返還していただきます。

※ この修学資金は無利息ですが、返還金の納入期限を遅延した場合には年 10.75% の滞利息が生じます。

## **7　問合せ先**

静岡県健康福祉部健康政策課　大学院大学修学資金担当

電　話：054-221-2404

E-mail : kenkouseisaku@pref.shizuoka.lg.jp